

イベント開催時のチェックリスト

別紙 2

【第3版（令和4年9月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	令和4年度 第3回水道分野における官民連携推進協議会 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001013004.pdf	
出演者・チーム等	水道事業者等及び民間事業者、(公社)日本水道協会、(一社)日本工業用水協会	
開催日時	令和4年12月14日 13時00分 ~ 17時00分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧ご提出ください。)	
開催会場	公益財団法人茨城県開発公社	
会場所在地	茨城県水戸市笠原町978-25	
主催者	厚生労働省、経済産業省	
主催者所在地	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号、東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	
主催者連絡先	03-5253-1111 03-3501-1677	shidoushitsu@mhlw.go.jp kogyo-yosui@meti.go.jp
収容率 (上限) いずれかを 選択	大声なしで開催	
	☒ ①収容定員あり 100%	☐ ②収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	大声ありで開催	
	☐ ③収容定員あり 50%	☐ ④収容定員なし 十分な人と人との間隔(最低1m)
	「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催	
	☐ ⑤収容定員あり 大声なしのエリア：100% 大声ありのエリア：50%	☐ ⑥収容定員なし 大声なしのエリア： 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア： 十分な人と人との間隔(最低1m)
収容定員	150人 (注)	—
参加人数	100人 (注)	
その他特記事項	講演やプレゼンテーション等を行う場のため、声援などの大声が発生することはありません。	

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

(注) 収容率(上限)において、⑤を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

感染防止策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

（1）感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- ☑ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
 - ☑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
- （※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。
- 「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、
- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
 - 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

②エアロゾル 感染対策

- ☑ 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ☑ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- ☑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染対策

- ☑ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- ☑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策

- ☑ 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

⑤ イベント前の 感染対策

- ☑ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥ 感染拡大対策

- ☑ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者や スタッフの 感染対策

- ☑ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- ☑ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施